

第28回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月30日(火) 午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	9番	安原 義之			
会長職務代理者	16番	市川 政一			
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進	
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎	
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子	
	7番	宮尾 俊一	8番	丸山 嘉之	
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭	
	12番	斎木 壽次	13番	山川 政明	
	14番	霜鳥 勝範	15番	生井 一広	
	17番	尾崎 香			

推進委員(5名)

3番	山本 重和	5番	金子 稔
6番	矢坂 信昭	7番	杉原 福栄
11番	堀川 恒一		

4. 提出議題

報告第29号 4月分許可状況について
報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第31号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第32号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第29号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第30号 農用地利用集積計画について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 吉越 哲也	次長 西澤 明夫
係長 宮下 桂子	主査 竹田 由之

6. 会議の概要

事務局長

本日の出席委員の報告をします。
只今の出席委員は、17名でございます。
それでは、安原会長、お願いします。

会 長

ご苦労様でございます。
久しぶりに全員出席での総会でございます。なかなか都心では、コロナウイルスが終息しないということで、かなりの感染者が報告されております。県内では、幸いにして最近では出ていない状況ですが、皆様からたくさん活動していただくのはいいですけれども、周りの状況も踏まえて、十分注意しながら行っていただきたいと思います。
今月16日に常設審議委員会、22日に総会ということで、2回新潟に行ってきました。今回は役員の改選がありまして、この上越地区協議会の中からも役員を選出しなければならぬということでした。上越市の荒川会長が退き、板倉区在住の農業委員を4期やられている古川さんが会長となり、今回、古川さんが上越地区協議会の会長と県の農業会議の副会長ということになりました。
今後、お会いする機会があるかと思っておりますので、ご報告させていただきます。

議 長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第28回妙高市農業委員会総会を開会いたします。
最初に議事録署名委員を指名いたします。7番の宮尾 俊一 委員、8番の丸山 嘉之 委員、よろしく願いいたします。
本日の報告事項については4件、議案については4件です。
公正かつ厳正なご審議をお願いします。

議 長

まず、報告事項ですが、
・報告第29号 4月分許可状況について
・報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について
・報告第31号 農地転用事実確認証明等報告について
・報告第32号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
以上、報告事項4件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

1ページ、報告第29号 4月分許可状況について、をご覧ください。
令和2年4月に申請されましたものは、3条申請が4件、5条申請が3件、事業計画変更承認申請が1件でした。いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会の許可となっております。

次に、2ページ、報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。

5月に届出がありました合意解約は、3件です。

1番につきましては、昨年の台風被害により耕作が不能となっております。なお、本人から市へ災害復旧の要望は出てきていません。

2番から3番につきましては、農地中間管理事業により農林公社を通じて賃貸借をしていましたが、賃借人から解約の申し出があり、解約となりました。解約後は、先月の総会において、別の方と相対で賃貸借となっております。

次に、3ページ、報告第31号 農地転用事実確認証明等報告についてです。

5月につきましては、法務局からの農地の転用事実に関する照会が4件です。

1番については、平成3年頃、隣接市道の改良により分筆された残地で、概ね30年間、

宅地の一部として管理されています。

2番については、令和元年11月の総会で非農地判定議決をされた農地の一部です。

3番の①については、農業用作業所を建築し、その敷地として利用しています。今年の4月に始末書とともに29条1号の届出をされています。3番の②から④については、長年の耕作放棄により原野化しています。

4番については、昭和57年に5条申請の転用許可を受けたもので、現在も引き続き宅地として利用されています。

いずれも地区担当委員との現地確認により非農地と判断しております。

次に、4ページ、報告第32号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

先月、届出のありました相続件数は11件で、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いいたします。

議 長 無いようですので、報告事項4件については、ご了承いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、5ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

1番については、申請地は、大字田中村新田及び大字東福田新田並びに大字花房地内、登記地目、田が13筆で20,334㎡、畑が3筆で1,929㎡、田畑合計16筆で登記地積合計22,263㎡であります。

位置図は、資料No.3をご覧ください。

譲渡人と譲受人は、父と子の関係であり、これまで親子で耕作管理してきましたが、父が高齢となり耕作管理できなくなったことから、これを機に生前贈与し、世代交代したいものであります。

以上ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番については、11番の内田 芳昭委員より、お願いします。

11番 先日、事務局と現地確認を行いました。

今回、申請地を確認したところ、きれいに草刈りがされており、管理も良好です。特段問題ないと思われまます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第27号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を採決
します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第27号については、許可することに決定しました。

議長 次に、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程しま
す。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、
6ページをご覧ください。
今月の許可申請は3件です。

1番について、申請地は、諏訪町2丁目地内、登記地目、田が2筆、登記地積合計30
㎡です。事業全体としては、隣接宅地を含めた169.19㎡です。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

申請地は、都市計画法に規定する用途地域、第1種中高層住居専用地域であることから、
第3種農地です。

申請地は、譲受人が、本年4月総会で宅地造成の農地法第5条第1項許可を受けた事業
用地から分筆除外された隣接地であります。

譲受人は、譲渡人から財産処分を任されて仲介している不動産業者で、隣接宅地の所有
者でもあることから、申請地は分筆された残地で、不整形で狭隘となり、農地として利用
できない状況となった申請地を購入し、宅地拡張したうえで、隣接宅地と一体で庭及び冬
季堆雪場として整備することを希望しています。

2番について、申請地は、大字柳井田地内、登記地目、畑が1筆、登記地積335㎡の
うちの210.48㎡です。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

申請地は、昨年8月30日開催の農業委員会総会において、妙高市農業振興地域整備計
画の変更について同意した携帯電話用基地局の増設工事敷地の案件で、昨年12月25日
付けで農用地区域から除外された事業地の隣接地の農振農用地であります。3年以内の
期間の一時的な転用で、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認めら
れるものに該当することから、許可できる案件であります。

用地の選定にあたっては、工事の効率を考慮し、隣接地の当該地が選定され、適地と判
断しました。

譲受人は、申請地に賃貸借権を設定し、本年8月1日から12月31日までの間、携帯
電話用基地局増設工事のための資材置場としての使用を希望しています。

3番について、申請地は、大字関川地内、登記地目、畑が1筆、登記地積573㎡です。
位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、実家の周辺での事業用地を求めているもので、実家に近接の申請地は、最適地と判断しました。

譲受人は、申請地を購入し、一般住宅1棟の整備を希望しています。

以上、3件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きます、担当委員の説明をお願いします。

1番については、2番の東條 進委員、

2番については、7番の宮尾 俊一委員、

3番については、13番の山川 政明委員より、お願いいたします。

2番

6月11日に古川推進委員、事務局とで現地確認を行いました。

事務局の説明通りであります。特に補足説明はございません。

特段問題ないと思います。ご審議くださいますようお願いいたします。

7番

6月8日に金子推進委員、事務局とで現地確認を行いました。

事務局の説明通りで、一時的な転用ですので、特段問題ないと思います。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

13番

6月12日に高田推進委員、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は畑で、何年も耕作されていなかったようですが、草刈り等管理はしっかりと行っておりました。資金計画等、関係書類を確認いたしました。特段問題ないと思います。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

それでは、議案第28号の質疑を行います。

質問、意見等がありましたらお願いします。

16番

3番についてですが、面積が573㎡ということですが、農家住宅ですか。

農家住宅だと1,000㎡、一般住宅だと500㎡以内ということになっていると思いますが、いかがでしょうか。

事務局

3番の申請は一般住宅ですが、500㎡を超えています。これは、場所が妙高高原地内ということで、冬の雪の堆雪場等の確保が必要なこと、分けたとしても農地として使い勝手が悪くなってしまうことから、許可して差し支えないと提案させていただきました。

議 長

他にありませんか。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長

これより、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第28号については、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第29号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第29号 農地法の適用を受けない事実確認願については、7ページをご覧ください。
 今月の確認願は、4件です。4件については、5月12日から6月10日までに願い出をいただいたものです。
- 1番について、申請地は、大字姫川原地内、登記地目、田が11筆で1,865.3㎡、畑が12筆で3,080㎡、登記地目、田畑合計で23筆、登記地積合計4,945.3㎡です。詳細については、7ページ下の別記一覧をご覧ください。
 位置図は、資料No.7をご覧ください。
 申請地は、23筆と多くありまして、姫川原地内に点在しており、個々の耕作されなくなった年代は不明ですが、聞き取りによると、最低でも20年以上前から耕作する労力がなくなり耕作されなくなるとともに、所有者も県外転出されたことから、管理されなくなり、周囲とともに山林原野化している状況を、確認できる場所は現地確認し、一部申請地は、既にたどり着く道も無く、航空写真等の資料や地元住民からの情報から、この先で耕作している人はいなく、山林原野化していると推察できると担当委員と意見が一致したものであります。
- 2番と3番は、同一の所有者の案件ですが、状況が違うこと、所有者から2件に分けて確認願があったため、2件に議案を分けて提案するものです。
- 2番について、申請地は、大字姫川原地内、登記地目、田が1筆で1.59㎡、畑が1筆で9.91㎡、登記地目、田畑合計で2筆、登記地積合計11.5㎡です。
 位置図は、資料No.8をご覧ください。
 申請地は、時期は不明ですが、昭和の年代から、未舗装の農道及びその法面の一部として提供し、これまで利用されてきた土地で、最低でも30年以上前から、農地として耕作されることなく現在に至っていることを確認しました。
- 3番について、申請地は、大字姫川原地内、登記地目、畑が3筆で登記地積合計210㎡です。
 位置図は、資料No.8をご覧ください。
 申請地は、昭和の年代から、傾斜地で条件が悪かったことや、周囲も耕作されなくなったことから、耕作されなくなり、30年以上農地として耕作されることなく現在に至っていることを確認しました。
- 4番について、申請地は、大字田中村新田及び大字岡新田地内、登記地目、田が2筆で登記地積253㎡、登記地目、畑が1筆で登記地積357㎡、田畑合計3筆で登記地積合計610㎡です。
 位置図は、資料No.3をご覧ください。
 申請地は、昭和年代の後半ごろから、ほ場整備区域からはずされ、石が多く、深いところや浅いところが極端で、耕作しづらい上に周囲も徐々に原野化してきたことから耕作されなくなり、30年以上農地として耕作されることなく現在に至っていることを確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境などの状況を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
1番から3番については、3番の尾島 和幸委員、
4番については、11番の内田 芳昭委員、より、お願いいたします。
- 3 番 5月14日に山下推進委員、事務局とで現地確認を行いました。
1番については、事務局の説明通りで、申請地は点在しており、道もなく行けないところは、航空写真等で確認し、問題ないのではないかと判断いたしました。
2番と3番については、周りも非農地化しており、農地としての再利用はできない状態でしたので、特段問題ないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 11番 6月4日に事務局と現地確認を行いました。
ほ場整備がされていないもので、現地まで軽トラックが入っていけない距離が、2kmほどありまして、草刈りや耕作するには無理ではないかと判断しました。田んぼの横に10t車いっぱいぐらいの石が積み重ねてありました。これから若い人たちが軽トラもいけないところを耕作するのは不可能と思われました。ご審議くださいますようお願いいたします。
- 議 長 それでは、議案第29号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。
- 会 長 4番についてですが、この周りの状況はどうなっているのですか。
- 事務局 昨年、隣接地を非農地判定しておりまして、通知を受けられて、地権者の方から隣接地も同じような状況だとお話をいただきまして、確認したというところでもあります。
- 会 長 この辺り一帯は、非農地判定が終わっているということですね。
- 事務局 終わっております。
この用水から右側は、ほ場整備が終わっているところでもあります。
- 会 長 区画整理の対象にならなかったのですか。
- 11番 周りは畑や林になっており、ここだけが基盤整備外となっています。軽トラックでは行けない状態です。
- 議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。
- 議 長 これより、議案第29号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第29号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第30号「農用地利用集積計画について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページ 議案第30号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。

今月は、新規設定3件、再設定4件の、合計7件です。

新規分については、3件とも7月からの賃借開始ですが、1番と3番は、貸付人、借受人の両者合意のもとで委託により、今年の作付けは行われています。貸付人が入院や施設に入所したことにより書類の作成に時間を要したため、この時期の申請となりました。2番については、前の借受人が体調を崩し、耕作できなくなったことから引き継いで耕作をするものです。

契約内容や貸借期間については、貸付人、借受人双方の両者合意のものとなっています。

8ページ4番から9ページ7番につきましては、再設定です。

すべて賃貸借となっています。再設定ですので、特に問題はないと思われま

す。以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第30号について質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

会 長 この時期に、このような集積計画を出された場合、すでに田植えが終わっており、耕作期間中に満了を迎える形となるかと思えます。

議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第30号「農用地利用集積計画について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第30号については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長 議案の審議については、全て終了しましたので、
これにて第28回農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之